

近世土佐派記録（四）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館 公開日: 2022-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松尾, 芳樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000429

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



近世土佐派記録（四） 松尾芳樹

京都市立芸術大学芸術資料館に所蔵される「土佐派絵画資料」の中から、土佐家に関わる文書の一部を翻刻し紹介する。ここでは、御所で造営された諸御殿の絵画製作の仕事について、土佐家関わったものを土佐光清が抜き書きした記録を選んだ。記録される期間は天明8年(1788)年から安政7年(1860)までで、光貞・光孚時代の記録も含まれている。寛政度内裏造営とそれに関連する諸造営事業、具体的には内裏、後院、仙洞御所、女院御所等の造営に関わる障屏画の製作・補修について年紀と件名が記録されている。こうした御用記録は俸禄の根拠として重要であったと考えられ、その関連から祝儀のやりとりがあった儲君・即位・有卦のような禁裏周辺の吉事に関する記録も含まれている。画所預であった土佐家が、内裏周辺とどのような関わり方をしていたのかをうかがうことができる。

一六四 諸御殿御造営御修復御用年号書抜 安政七年頃(C.1860)

主要項目：土佐派、土佐光清、内裏造営、障屏画、有卦

DOCUMENTS OF TOSA SCHOOL IN PRE-MODERN AGE (IV)

YOSHIKI MATSUO

The Tosa School is one school of Yamato-e (Japanese-style painting). A part of the documents on the Tosa Family are reprinted from the collection of the reference materials on the paintings of the Tosa school owned by the Museum. Material No.164, this is a report extracted by Mitsukiyo Tosa to describe the undertook job of the Tosa Family for constructing the Imperial Palace. The report contains the records of the Mitsusada's and Mitsuzane's era. There are the records from 1788 to 1860. The contents of the report are items and ages of works for creating and repairing folding screens (byobu) and sliding doors (fusuma) relating to the construction of the Imperial Palace in 1790. Reports on official business like this one were very important data for the evaluation of the salaries. Therefore, it also shows that the gratuities were exchanged between the Tosa Family and the Imperial Family in order to celebrate their ceremonial occasions (e.g. births, coronation and period of luck). This indicates that the Tosa Family which acts as the official bureau of painting, was on good terms with the Imperial Family.

164 Report on construction and repair for the Imperial Palace C.1860

Key terms: Tosa school, Mitsukiyo Tosa, the construction of the Imperial Palace, folding screens and sliding doors painting, period of luck

一六三 諸御殿御造営御修復御用年号書抜 安政七年(一八六〇)頃

一一・二×一七・〇 cm (旧目録三八二一)

内裏及び公家御殿の造営や修復の際、土佐家が請け負った絵画製作の諸御用について、土佐光清がその年号を抄録した冊子である。楮紙折紙十紙を重ね中央でより綴じにしており、全て四十面ある。天明八年(一七八八)年から安政七年(一八六〇)までの記録が遺され、祖父光貞・父光孚時代の記録も含まれている。寛政度内裏造営とそれに続く諸造営事業にかかわる絵画製作御用、具体的には内裏、仙洞御所、女院御所の造営に関わる障屏画の製作・補修について件名と年号が記録されている。

天明八年(一七八八)正月の大火により焼失した内裏を再建するために、翌寛政元年から内裏造営事業が開始された。翌二年に落成した寛政度造営内裏は、殿舎の一部が平安期内裏を復したものと知られている。このとき土佐家は復古様式の構想に大きく貢献しており、清涼殿の障屏画製作を中心に多くの仕事をこなした。本記録の中にもこの清涼殿関係の記事が散見するが、飛香舎代の襖絵製作が漏れているように、件名の網羅を徹底したものでないようだ。安政度内裏造営については、年紀の範囲にありながら、触れられていないことから、この冊子は寛政度内裏に関わる資料として認識されたようである。

また、土佐家の絵画製作御用のみならず、内裏や公家方の消息が散見することも注目される。それは主に宮の誕生や儲君・即位といった吉事に関するもので、祝儀のやりとりがあったため記録したものである。記録の中に本途絵料についての報告(十四面)や、家領に関する質問への回答(二十九面)が書き留められているように、こうした絵事御用の記録は俵禄の根拠を示すためにも重要であったと考えられる。祝儀のやりとりも收支の一部と考えられるから、同じ帳面の中に抄録されたことは理解できる。加えて、この内裏方の消息で興味深いのは天皇や東宮の有卦にあたって祝儀を送っていることである。有卦は陰陽家の説として運の開く時期とされ、

近世にはこの有卦に入る時祝儀を贈る習慣が生まれていた。画所預家として活動した土佐家が内裏周辺とどのような関わり方をしていったのか、その一端をこの記録からうかがうことができる。

記録の順序を見れば、必ずしも年紀によらず、大雑把ではあるが内容によって分類しようとした跡が見られる。前半部に表題の内容に従って件名がまとめられているが、分類かならずしも徹底しておらず、異なる記事が一部に混在する。そのためか、後半部に「銭形御屏風」「文化」「御屏風」「献上物」「御有卦」「所司代替り行句」「色紙類」という見出しをつけて前半からの抜き書きを行い整理しながら、追補を加える形式となったようだ。以下、本記録の主題である御所諸殿舎に関わる造営修理年紀のうち土佐家の絵事御用に関わるものをまとめ(表一)、併せて年号記録全てを年次により整理した一覧(表二)を付す。

表一 内裏諸殿舎絵事御用一覧

△紫宸殿▽

享和二年(一八〇二) 十月廿一日御額補色仰付ラル。

享和三年(一八〇三) 正月四日御額調進。

△承明門▽

享和二年(一八〇二) 十月廿一日御額補色仰付ラル。

享和三年(一八〇三) 正月四日御額調進。

△陣座▽

文政十年(一八二七) 九月陣座寄障子。御張替書継。

△清涼殿(荒海障子・昆明池障子)▽

寛政二年(一七九〇) 八月十日唐画和画色紙形泥画仰付ラル。

寛政二年(一七九〇) 九月御色紙調進之事。

文化十三年（一八一六）六月御絵繕。鳥居障子御色紙泥画共。荒

海昆明小障子共。

文政十二年（一八二九）十月荒海障子書替。

天保七年（一八三六）二月御修復御用仰出ラ。御画繕。

天保十二年（一八四二）十月昆明地障子御張替御画御用。

天保十三年（一八四三）八月御廊下中仕切御杉戸御絵繕。

弘化三年（一八四六）十一月御修復。御絵繕書替御用。

弘化四年（一八四七）正月より二月初旬御絵出来済ス。

△車寄▽

天保七年（一八三六）九月御杉戸御画繕御用被仰出ラ。

△内侍所▽

天保三年（一八三二）十二月四季間御絵繕御用仰出ラ。

△小御所▽

文化十一年（一八二八）七月 御修復。御絵繕御用。

天保六年（一八三五）六月御絵繕御用仰出ラ。

天保十三年（一八四二）八月御廊下中仕切御杉戸御絵繕。

△御学問所▽

文化二年（一八〇五）六月御造建御用。

文化二年（一八〇五）六月廿六日御造建二付土佐光貞口上書ヲ出ス。光貞所勞二付光孚光時御用相勤トアリ。

弘化四年（一八四七）五月御絵繕御用。

△御三間▽

寛政十二年（一八〇〇）九月御普請御用。

天保十三年（一八四二）八月御絵繕。

△御献之間▽

寛政十二年（一八〇〇）九月御普請御用。

天保十三年（一八四二）八月御絵繕。

△常御殿▽

文化十年（一八一三）十月御修復。御絵繕。

天保三年（一八三二）八月御修復。御絵繕。

弘化三年（一八四六）十一月御修復。御絵繕書替御用。

弘化四年（一八四七）正月より二月初旬御絵出来済ス。

△女御御殿▽

文化十四年（一八一七）八月御修復。御絵繕御用。

文政八年（一八二五）五月御修復。御絵繕。

嘉永元年（一八四八）九月御絵繕。

△御涼所▽

文化年間某月所御修覆御用。

天保四年（一八三三）八月御絵繕御用。

嘉永六年（一八五三）四月御絵繕御用。

△御黒戸▽

文化十一年（一八二八）七月御絵繕御用。

天保三年（一八三二）十月御絵繕御用。

嘉永七年（一八五四）三月御絵繕御用。

△参内殿▽

文化十一年（一八二八）七月御修復。御絵繕御用。

天保六年（一八三五）六月御絵繕御用仰出ラ。

△花御殿▽

天保五年（一八三四）六月御絵繕御用。

△長橋之局▽

嘉永元年（一八四八）五月御絵繕。

△対屋▽

弘化四年（一八四七）五月御絵繕御用。

△後院▽

文化十三年（一八一六）九月御修復。御絵繕。

△仙洞御所▽

寛政二年（二七九〇）五月御造宮御用。

天保三年（二八三二）十二月常御殿御修復。御画繕御用仰出ラレ。

天保六年（二八三五）十月弘御所御給繕差書直御用仰出ラレ。

天保八年（二八三七）六月小御所東庇御杉戸画繕。

天保十年（二八三九）某月御庭内御茶屋御造立。御絵御用仰出ラレ。

△女院御所▽

寛政二年（二七九〇）五月御造宮御用。

△修学院▽

文政七年（二八二四）某月御修復。

△附 銭形屏風▽

寛政二年（二七九〇）九月廿一日四季本文之意四尺銭形屏風二双
仰出ラレ。絵ハ土佐光貞、光時。

寛政二年（二七九〇）九月廿一日山水五尺銭形屏風一雙仰出ラレ。
絵ハ鶴沢探索。

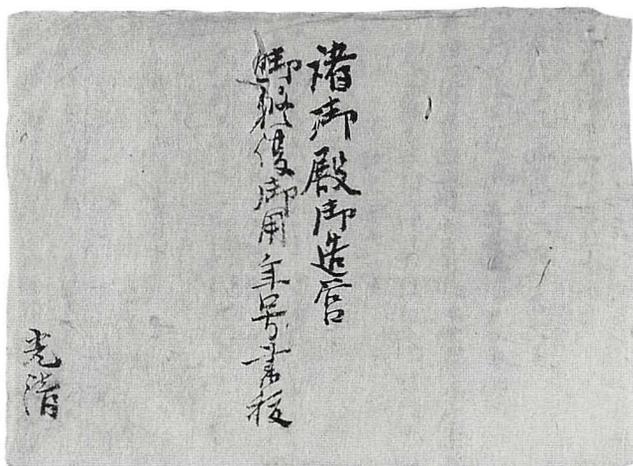
寛政二年（二七九〇）十一月九日秋冬銭形屏風一雙出来調進。

寛政二年（二七九〇）十一月十二日春夏銭形屏風一雙出来調進。

文政五年（二八二二）某月鷹司様より銭形四尺御屏風仰付ラレ。

天保七年（二八三六）九月銭形御屏風二双。馬形御障子二基。御
絵繕仰付ラレ。

弘化四年（二八四七）二月銭形御屏風馬形御障子。御絵繕御用。



(一) 表紙

表二 「諸御殿御造宮御修復御用年号書抜」年号整理表

*記録の項目を年号に従って再配列した。項目はなるべく表記に従ったが、読みやすいよう追補を加え適宜簡略にした。
*下段の数字は翻刻に付した面数と年号番号を表し、索引とした。
*項目に付した記号は以下の凡例による。

○土佐家の絵画等製作修復御用。

□内裏公家消息等。土佐家との関わり示す。

△内裏公家消息等。土佐家との関わり示さず。

天明八年	戊申	(一七八八)	三月	○御造宮仰出ラル。(寛政度造宮始ル)	七―16
			五月	○御用始ル。	七―17
寛政元年	己酉	(一七八九)	八月八日*	□光格天皇御有卦。献上。	三十四―102
			十月	○禁中御造宮御用仰出ラル。	七―18
寛政二年	庚戌	(一七九〇)	五月	○仙洞御所御造宮御用。	十三―55
			五月	○女院御所御造宮御用。	十三―57
			八月十日	○清涼殿唐画和画色紙形泥画三人へ仰付ラル。分配之義窺之通御治定仰渡サル。	四―3
			九月**	○清涼殿御色紙御造宮之節一枚二付銀十三匁宛調進之事。	三十九―152
			九月	○新調御道具御用仰出ラル。	七―19・十三―56
			九月廿一日	○四季本文之意四尺銭形屏風二双仰出ラル。絵ハ土佐光貞、光時。	十九―83
			九月廿一日	○山水五尺銭形屏風一双仰出ラル。絵ハ鶴沢探索。	十九―86
			十一月九日	○秋冬銭形屏風一双出来調進。	十九―84
			十一月十二日	○春夏銭形屏風一双出来調進。	十九―85
			十一月廿四日	□遷幸二付恐悦。御祝儀献上。御祝頂戴。	二十二―96
寛政四年	壬子	(一七九二)	二月九日	△姫宮御降誕。	三十二―98

寬政十一年	己未	(二七九九)	七月	○去々年御造宮画料今度済銀。	四 4
			九月	○御附ノ衆家領之儀尋書付ノ返答ヲ伝奏ニ差出ス。	二十八・二十九 94
				土佐光貞。	
寬政十二年	庚申	(二八〇〇)	九月廿四日	□長橋殿御弘。御祝儀進上。	三十二 97
享和元年	辛酉	(二八〇一)	十一月廿六日	□後桜町院御賀ニ付禁中へ一膳献上。鯛式連。	三十五 114
享和二年	壬戌	(二八〇二)	十二月五日	□御賀無滞被為然ニ付御祝御目録被下候。	三十五 115
享和三年	癸亥	(二八〇三)	九月	○御三間御殿御献之間御普請御用。	五 5
文化二年	乙丑	(二八〇五)	八月五日	□光格天皇御有卦ニ入ル。献上硯蓋。	三十一 95
			十月廿一日	○紫宸殿承明門御額補色仰付ラル。	二十一 89
			正月四日	○紫宸殿承明門御額調進。	二十一 90
			六月	○御学問所御造建御用。	五 8
			六月廿六日	○御学問所御造建ニ付土佐光貞口上書ヲ出ス。光貞所勞ニ付光孚光時御用相勤。	三 2
文化四年	丁卯	(二八〇七)	七月	△寛宮(仁孝天皇幼名)儲君仰出ラル。	三十六 129
			九月廿二日	□儲君親王宣下。御祝儀献上。干鯛五枚。	三十六 131
			九月廿八日	□寛宮儲君仰出ラル。御祝儀御肴献上。干鯛五枚。	三十六 130
文化五年	戊辰	(二八〇八)	三月八日	□光格天皇御有卦。献上桐御硯蓋。	三十六 132
文化六年	己巳	(二八〇九)	二月	△東宮御殿御造立。	八 25
			三月	△立坊。	八 26
			三月廿四・廿五日	□立坊。恐悅献上。光格天皇へ鯛式連。東宮同断。	三十六 133
			十月八日	○御小掛 御地色紅。御地紋雲立涌同色。桜折枝泥。	三十九 151
				土佐光孚奉	三十九 133
文化十年	癸酉	(二八一三)	七月	○日賀御上京。御用始ル。	三十九 153
			八月十六日	□光格天皇御有卦。献上御硯蓋。	三十四 103
			八月十七日	□東宮御有卦ニ入ル。干鯛五尾ヲ献上。	三十四 103
			九月十九日	□東宮御息所御極土佐へ治定セラル。恐悅。鷹司姫	三十六 136
					三十四 103
					三十六 136
					三十六 135
					三十四 134

文化十一年	甲戌	(一八二八)	十月	君貞姫君今度也。 ○常御殿御修復。御絵繕。	五―10・十七―82・二十二―92
文化十二年	乙亥	(一八二五)	七月	○御黒戸御絵繕御用。	十一―37
文化十二年	乙亥	(一八二五)	六月十六日	○小御所参内殿御修復。御絵繕御用。	七―20・十一―45・二十二―91
文化十三年	丙子	(一八一六)	正月	□東宮御月見二付鯛巻連ヲ献上。 △高貴宮御降誕。	三十五―127・三十五―116
			六月	△中宮御殿造立。	三十五―122
			六月	○清涼殿御絵繕。清涼殿鳥居障子御色紙泥画共。荒 海昆明小障子共。	十一―44・十四―60・三十五―123
			九月	○後院御修復。御絵繕。	十一―42・十四―61・三十五―125
文化十四年	丁丑	(一八一七)	十二月	○新調御道具御用。	十一―43・三十五―126
			三月	△光格天皇御讓位。	三十五―119
			八月	○女御御殿御修復。御絵繕御用。	十二―51・十四―62・三十五―118
			九月	△仁孝天皇御即位。	三十五―120
			十二月	○女御御入内。里御殿御画御用仰出ラル。	十四―63・三十五―121
文化?年	(一八?)	(一八?)	?月	○御涼所御修復御用。	九―28
文政元年	戊寅	(一八一八)	十一月	△改元文政。大嘗会。	三十五―117
文政三年	庚辰	(一八二〇)	三月	△仁孝天皇御有卦。	三十四―109
			三月十四日	△皇太后宮御轉昇。大宮御所二弥事奉ル。	十三―58
			五月	□女御御産。若宮鐙宮御降誕。鯛式連ヲ献上。	三十四―110
			五月	△洞中御局萬出小路御産。姫宮倫宮御降誕。	三十四―111
			十二月廿六日	△女御准后宣下。	三十四―112
文政五年	壬午	(一八二二)	?月	○鷹司ヨリ錢形四尺御屏風仰付ラル。	二十一―88
			十二月二日	□京都所司代内藤信敦へ行向ニ参ル。土佐光孚。土 佐光祿。土佐光清。	三十八―150
文政七年	甲申	(一八二四)	?月	○修学院御修復。	十四―64

文政八年	乙酉	(一八二五)	五月	○女御御殿御修復。御絵繕。	十二―52・十四―65
文政十年	丁亥	(一八二七)	八月	○里御殿御修復。御違棚張付御杉戸御修復画繕。	十四―66・十七―81
文政十二年	己丑	(一八二九)	九月	○陣座寄障子。御張替書繼。	十一―48
文政十三年	庚寅	(一八三〇)	十月	○荒海障子書替。	十一―47
天保三年	壬辰	(一八三二)	十月	△按察使典侍御産。皇子御降誕。	三十五―113
			八月	○常御殿御修復。御絵繕。	六―11
			十月	○御黒戸御絵繕御用。	十一―38
			十一月	○本途御絵料例書。御修理方へ差出ス留。土佐光孚。鶴沢探春。	十四―59・十四―67
			十二月	○内侍所四季間御絵繕御用仰出ラル。	十一―40・十五―69
			十二月	○仙洞御所常御殿御修復。御画繕御用仰出ラル。	十五―68
天保四年	癸巳	(一八三三)	八月	○御涼所御絵繕御用。	九―29
天保五年	甲午	(一八三四)	六月	○花御殿御絵繕御用。	八―27
天保六年	乙未	(一八三五)	六月	○小御所参内殿御絵繕御用仰出ラル。	六―15・十一―50
			六月廿一日	△熙宮(孝明天皇幼名)儲君御治定。	三十七―140
			六月廿二日	△恐悦廻勤。	三十七―141
			六月二十七日	□御祝儀干鯛五枚献上。	三十七―142
			九月	○藤大納言局九十賀二被下候短冊泥画。土佐光孚。	三十七―143
			九月十八日	□儲君親王宣下二付御祝儀。干鯛五枚ヲ献上。	三十七―139
			十月	○洞中弘御所御絵繕差書直御用仰出ラル	十六―79
天保七年	丙申	(一八三六)	二月	○清涼殿御修復御用仰出ラル。御画繕。	七―21
			四月	△按察使典侍局御産。姫宮御降誕。	三十七―144
			九月	○御拝道廊下并御車寄御杉戸御画繕御用被仰出ラル。	八―22・十一―36・十一―46
			九月	○銭形御屏風二双。馬形御障子二基。御絵繕仰付ラル。	八―24・二十一―87
			十月	△権典侍御産。若宮御降誕。	八―23・三十六―137

天保八年	丁酉	(一八三七)	十一月	△按察使典侍御産。姫宮御降誕。	三十六
			正月	△権典侍局御産。姫宮御降誕。	三十六
			六月	○洞中小御所東庇御杉戸画繕。	十七
			八月十六日	□仁孝天皇御有卦。献上。	十七
			九月	△徳川家斎将軍宣下。	三十四
天保十年	己亥	(一八三九)	五月	○洞中御庭内御茶屋御造立御絵御用仰出ラル。	三十四
			五月	○頭中将ヨリ命ゼラレ畫所預參動調進之事注進ス。	三十七
			十月	△親王立坊。来子三月二旬御治定。	三十七
			十一月	○来春立坊二付新調御道具御屏風御用仰出ラル。	十六
天保十一年	庚子	(一八四〇)	正月	○立坊二付閑東へ被進之御小屏風御画御用仰付ラル。	十六
天保十二年	辛丑	(一八四一)	十月	○昆明地障子御張替御画御用。	二十五
天保十三年	壬寅	(一八四二)	八月	○御三間御献間御絵繕。	十一
			八月	○小御所より清涼殿への御廊下中仕切御杉戸御絵繕。	十一
天保十四年	癸卯	(一八四三)	八月	△当君御降誕。御産。	五
天保十五年	甲辰	(一八四四)	三月	□京都所司代酒井忠義へ行向參ル。土佐光孚。	三十三
			三月	△仁孝天皇東宮御有卦。献上。	三十三
			十一月	△新興侍御局御産。	三十八
弘化元年	甲辰	(一八四四)	十二月	△年号改元。弘化。	三十四
弘化三年	丙午	(一八四六)	八月	○新調御道具御用始ル。	三十四
			十一月	○御修復。清涼殿常御殿御絵繕書替御用。	三十四
弘化四年	丁未	(一八四七)	正月より二月初旬	○清涼殿常御殿御絵出来済ス。	六
			二月	○銭形御屏風馬形御障子。御絵繕御用。	六
			三月	△立后。	十二
			五月	○御学問所御絵繕御用。對屋御絵繕御用。	九
			五月	△御即位旬御治定仰出ラル。	三十一
			八月	△御即位御日時御治定仰出ラル。	九
					三十三
					十五
					七十五

嘉永元年	戊申	(二八四八)	九月廿三日	△孝明天皇御即位。	十六―76
			五月	○長橋之局御絵繕。	十一―34・十一―35
			九月	○女御御殿御絵繕。	十二―53・十二―54
嘉永六年	癸丑	(二八五三)	四月	○御涼所御絵繕御用。	九―30
嘉永七年	甲寅	(二八五四)	三月	○御黒戸御絵繕御用。	十一―39
安政五年	丙午	(二八五八)	六月	△女御御産。姫宮御降誕。	三十二―99
			六月廿八日	□御七夜御祝ニ付鯛二連ヲ献上。土佐光清。土佐光	三十二―100
				文。土佐光武。	
安政七年	庚申	(二八六〇)	七月	△祐宮(明治天皇幼名)儲君御治定。	三十七―147
			八月四日	□御祝。	三十七―147・三十七―148

* 天明九年とあり。
 ** 年号は「日記二」とあるのみ。内容より寛政二年に配す。

一六四 諸御殿御造宮御修復御用年号書拔

安政七年（一八六〇）頃

諸御殿御造宮

御修復御用年号書拔

光清

(一)

天保十三壬寅年八月

文化二乙丑年六月廿六日

御学問所御造建二付光貞記録写

一四日時御造建小屋場江備後介各代

探索老同伴出仕勿論付仕不

致候二付口上書出又

口上覚

一近來私儀所勞二而痛所御座候間

進退起居共不自由二付平生

御所表二而も出仕之儀御断申上各

代同苗共を以相勤罷在候処別

左二名前書付申候

土佐左近將監

土佐備後介

右兩人之内御造建御用中

罷出申候仍御健申上置候以上

丑六月 土佐土佐守

寛政二戌八月十日

一清涼殿一字唐画和画各色紙形泥画三人江

3

(三)

被仰付候分配之義夫々御画被 仰付候箇所
之通り奉窺候処窺之通御治定被
仰渡候御請書差出ス

寛政四壬子年七月

一去々戌年御造宮惣御画料

今度濟銀

(四)

寛政十二庚申年九月

御三間御殿御普請御用

御献之間

天保十三壬寅年八月

御三間御献間御繪繕

同月

△小御所より清涼殿江之御廊下

中仕切御杉戸御絵繕

文化二乙丑年六月

御学問所御造建御用

弘化四丁未年五月

御学問所御繪繕御用

文化十癸酉年十月

常御殿御修復御画繕

天保三壬辰年八月

常御殿御修復御絵繕

弘化三丙午年十一月

弘化三丙午年從八月

新調御道具御用始ル

13

12

11

10

9

8

7

6

5

4

(五)

同從十一月御修復 *^貼紙▽

清涼殿

常御殿

御繪繕書替御用

天保六乙未年六月

小御所 参内殿

御繪繕御用被 仰出

(六)

天明八戊申年

御造宮三月被 仰出

五月以来御用始ル

寛政元己酉年十月

禁中御造宮御用被 仰出

同戊年

新調御道具御用九月被 仰出

文化十一

小御所 参内殿

御繪繕御用

天保七丙申年二月

清涼殿御修復御用被

仰出 御画繕

(七)

天保七丙申年九月

御拝道廊下并御車寄

御杉戸御繪繕御用被仰出

天保七丙申年十月

同年九月

銭形御屏風 二双

*^貼紙下▽

*^貼紙▽

14

15

16

18

19

20

21

22

23

24

馬形御障子 二基
御繪繕被 仰付

文化六己巳年二月

東宮御殿御造立

同三月立坊

天保五甲午年六月

花御殿御繪繕御用

(八)

文化

御涼所御修復御用

天保四癸巳年八月

御涼所御繪繕御用

嘉永六癸丑年四月

御涼所御繪繕御用

弘化四丁未年二月

銭形御屏風

馬形御屏子

御繪繕御用

同年五月

御学問所御繪繕御用

對屋御繪繕御用

同月

御即位旬御治定被 仰出

嘉永元 年五月

嘉永元戊申年五月

長橋之局 御繪繕

天保七 年九月

*^貼紙下▽

*^貼紙下▽

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

(九)

御車寄

文化十一 七月

* ^ 貼紙下 ^

* ^ 貼紙 ^

御黒戸

天保三壬辰年十月

* ^ 貼紙 ^

嘉永七寅年 三月

* ^ 貼紙 ^

御絵繕御用

四

天保三壬辰年十二月

* ^ 貼紙下 ^

内侍所 四季間 御繪繕御用被

仰出

文化十三丙子年六月

刀自詰所

* ^ 貼紙下 ^

清涼殿鳥居障子 御色紙泥画共

* ^ 貼紙 ^

御画繕

荒海

昆明

小障子共

九月 後院御画繕

十二月 新調御道具御用

六月 中宮御殿御造立

文化十一 キノト戌七月

小御所参内殿御修復

△天保七丙申九月

御拝道廊下并御車寄

御杉戸御画繕御用被

仰出 此分前二記ス

文政十二丑年十月

荒海障子書替

文政十亥九月

陣座寄障子御張替書繼

天保十二丑十月

昆明地障子御張替御画御用

天保六未年六月

小御所参内殿御繪繕御用

女御御殿

文化十四年八月御繪繕

文政八年五月 同上

嘉永元年九月 同上

弘化五年

寛政二庚戌年五月

仙洞御所御造営御用

新調御道具御用九月被 仰出

同年同月

女院御所御造営御用

文政三庚辰三月十四日

皇太后宮御轉昇

大宮御所に奉弥事

天保三壬辰年常御修理方へ差出又留

本途御絵料例書

文化十三子年

一 中宮御殿御造立

文政十三子年

一 中宮御殿御造立

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

同年	後院御修復	61
文化十四丑年	一 女御御殿御修復	62
同年	一 同里御殿御造立	63
文政七申年	一 修学院御修復	64
文政八酉年	一 女御御殿御修復	65
同年	一 同里御殿御修復	66
	右之通本途御絵料 被下置相動来候依而 此段申上候 以上	67
辰十一月	土佐土佐守 鶴沢探春	(十四)
天保三千辰	仙洞御所常御殿御修復	
十二月	十二月御画繕御用被 仰出	68
同 十二月	内侍所	69
弘化四年未正月より二月初旬迄	清涼殿 常御殿御絵出来濟	70
同二月	錢形御屏風	71
	御絵繕御用	

馬形御障子	同三月立后	72
同五月	御学問所 御絵繕御用	73
對屋御繪繕御用	同月	74
御即位旬御治定被仰出	同八月	75
御即位御日時御治定被仰出	同九月廿三日辰刻	76
御即位	天保十亥十一月	77
来春立坊二付新調御道具	御屏風御用被 仰出	78
御屏風御用被	同月	78
洞中御庭内御茶屋上々齋	御造立御絵御用被 仰出	79
天保六年十月	洞中弘御所御絵繕差	
書 ^{ハミシテ} 御用被 仰出	直	(十五)
天保八丁酉六月	洞中小御所東庇御杉戸画繕	80
文政八酉年八月	里御殿 御違棚張付	81
御杉戸御修復画繕		

文化十四年十月
常御殿御絵繕」
82 (十七)

四尺

錢形御屏風二双

御繪四季本文之意

春夏 土佐故土佐守

秋冬 土佐故伯耆守

寛政二戌年九月廿一日被

仰出

同年十一月九日

秋冬 一双出来調進

同年十一月十二日

春夏 一双出来調進

五尺

錢形御屏風 一双

御繪山水 鶴沢故探索

寛政二戌年九月廿一日被

仰出

錢形御屏風」

(十九)

天保七丙申年九月

錢形御屏風御絵繕

馬形御障子二基御絵繕

文政五年

鷹司様より錢形四尺御屏風被仰付」

88 (二十)

享和二壬戌十月廿一日

紫宸殿承明門御額

補色被 仰付

同三 亥年正月四日調進

90

文化」

(二十一)

文化十一戌年七月

小御所参内殿御修復

文化十四年十月

常御殿 御修復」

92

(二十二)

天保十一子年

正月立坊二付関東へ被進之

御小屏風御画御用被仰付

93

(六)

御屏風」

(二十五)

寛政四壬子年」

伝奏差出ス 御附ノ衆尋書付之返答

折紙認上包名前

此度家領之義御尋二付被仰渡候

限奉承知候礼義家領者無御座候

常式毎月調進物御座候於石料

拾人扶持身

禁裏御所御台所二而被下置頂戴

仕罷在候右之通御座候以上

94 (二十八)

子九月 畫所預

土佐土佐守

万里小路前大納言様御内

山本式部殿

中村大膳殿

正親町前大納言様御内

岡本左京殿

沢 監物殿

(二十九)

献上

辛

寛政十三酉八月五日

上様御有卦入献上

御硯蓋

飛鶴

ほね貝

左ノ方 柝貝 賢蓋貝

桜ら貝

千種貝 ますせ貝

海松

文ノ方 二フサ 有三フサ

左近将監

備後介

95

御祝頂戴

寛政四壬子九月廿四日

長橋殿御弘

御祝儀進上 鯛一折 一連

同年二月九日

姫宮様御降誕

(二十九)

安政五戊午年六月

女御様御産

姫宮様御降誕

同廿八日御七夜御祝二付

献上 鯛二連

臺二重繰 下ケ札連名

土佐、

土佐左、

土佐豊

御祝

天保十四癸卯

当君様御降誕

御産

(三十三)

献上物

(三十二)

寛政二 十一月廿四日

廷幸二付恐悦御祝儀

献上鯛式連 台二重くり

下ケ札三人連名

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

九月將軍宣下

天保八酉八月十六日

上様御有卦 東宮様

文化十四年八月

天明九 八月八日

御有卦

上様御有卦 献上

天保八酉八月十六日

上様御有卦献上

天保十五辰三月

上様 東宮様 御有卦 献上

同年十一月

新典侍御局御産

十二月 年号 改元 弘化

文政三庚辰年三月

上様御有卦

同五月女御様御産若宮鐙宮様

御降誕

献上 鯛式連 臺二重繰 下ケ札

同五月洞中御局萬出小路殿

御産 姫宮倫宮様御降誕

同十二月廿六日

女御様 准后宣下

文政十三庚寅十月 按察使典侍様御産

皇子御降誕

寛政十一未年十一月廿六日

仙洞様御賀二付

禁中様江一膳献上 鯛式連

同十二月五日

御賀無滞被為然二付御祝御目錄

被下候

文化十二乙亥六月十六日

東宮様御月見二付献上

鯛老連

元

106

107

109 108

110

111

112

(三十四)

114

115

116

文化十五戊寅 改元文政十一月大嘗会

文化十四丁丑 八月女御、殿御修復御画 御用

三月御讓位 九月御即位

十二月女御様御入内并

里御殿御画御用被仰出

文化十三丙子

正月高貴宮様

御降誕

六月中宮御殿御造立

六月清涼殿御絵繕

文化十二乙亥六月

東宮様御月見

○此所へ

天保八丁酉正月 権典侍局御産

姫宮御降誕

文化四丁卯七月

寛宮様儲君被 仰出

文化四丁卯九月廿八日

寛宮様 儲君 被仰出

御祝儀御肴献上 干鯛五枚

同年九月廿二日

儲君親王 宣下 御祝儀献上 干鯛五枚

文化五戊辰三月八日

上様 御有卦 献上桐御硯蓋 重下ケ札

立足二重くり

臺下ケ札

御用

118 117

121 120

126 125 124 123

127

128

129

130

131

132

(三十五)

文化六己巳三月廿四日 廿五日

立坊 恐悦献上 鯛式連

上様ハ鯛式連 臺

東宮様同式奉 臺

文化十癸酉八月十六日

上様御有卦 献上御硯蓋 堅足二重くり

同年 同月 十七日

東宮様御有卦入献上干鯛五尾 同断

同年九月十九

東宮様御息所御極土佐へ被治定 恐悦

鷹司様姫君貞姫君様今度也

此間次之印○此所へモトル

天保七丙申年

十月権典侍様御産

若宮様御降誕

十一月按察使典侍様御産

姫宮様御降誕

同年九月十八日

儲君様親王宣下二付 御祝儀献上

干鯛五枚

天保六乙未年六月廿一日

熙宮様儲君御治定

拾九日藏人所二而 頭弁殿被

仰渡

廿二日

恐悦廻勤

同二十七日御祝儀

干鯛五枚献上

142

141

140

139

138 (三十一)

137

136

135

134

133

右文化四年之例

同年九月藤大納言局九十賀二付被下候

短冊泥画

土佐守

天保七丙申年四月

按察使典侍局御産

姫宮御降誕

天保十亥年

五月頭中将殿より被命

官人一統參勤調進下行案之

事注進申様畫所預參勤調進

之事注進申

同年十月

親王様立坊来子三月二旬御治定

安政七庚申七月

祐宮様儲君 八月四日御祝

御治定

所司代替り行向

畫

土佐土佐守

天保十五年正月十八日

朝四ツ時過より所司代酒井若狭守殿江

行向參ル例之通使者之間上之間江

149

148

147

146

145

144

143

(三十七)

罷通片書ノ御札取次へ相渡暫時相待
居候処公用人被罷出先例之通御面會
有之候所唯今重複申被參御用談中二而

御断又達而御面會
可被致旨被断候也直様退出

畫所預土佐、
ハミケン、
、、、、、

文政五年十二月二日

所司代内藤紀伊守殿江行向ニ參ル
則公用人牧野琢藏案内ニ而大廣間
ニ而例之通初而面會尤先例之通
掲札直披露名札片書名字持參
玄関ニ而取次へ渡ス

土佐土佐守
所勞ニ而不參 土佐左近將監
土佐豊前介

文化六己巳年

十月八日

御小掛 御地色 紅
御地紋 雲立涌 同色
桜折枝 泥 土佐守奉

日記二九月

清涼殿御色紙御造宮之節
一枚ニ付銀十三匁宛 尤地絹被渡
裏打仕立無 地色褐色斗ニ而
泥画は銀へ調進

152

151

(三十八)

150

之事

文化十四
日賀様御上京七月より御用
色紙類

(三十九)

153